

年金 だより

平成29年度 国民年金保険料の
免除申請の受付を開始します

～7月3日受付開始！～

窓口
サービス課
国民年金係
☎973-5498

保険料納付免除制度等

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、ご本人の申請手続きによって、保険料の納付が「全額免除」または「一部免除（一部納付）」される制度があります。

また、50才未満の方には本人と配偶者の所得審査で保険料納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

全額免除制度

保険料の全額（16,490円）が免除
全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、下記表に示すように年金額が1/2として計算されます。（保険料額は平成29年度の額）

★全額免除となる所得の「めやす」は、前年所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること。

●全額免除 ↓（扶養親族等の数+1）×
35万円+22万円

※申請者ご本人のほか、配偶者および

世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成29年7月～平成30年6月分の申請については、前年（平成28年）の所得で審査を行います。

※これまで、保険料の全額が免除された期間の年金額は、保険料の全額を納付した場合と比較して3分の1として計算されていましたが、平成21年4月分からは2分の1として計算されるようになりました。

一部免除（一部納付）制度

残りの保険料は納付
一部免除は3種類です。一部免除をした場合、追納（一部免除された保険料を10年以内に納付すること）をしなければ、下記表に示すように将来の年金額は少なくなります。

★一部免除となる所得の「めやす」は、前年所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること。

- 4分の3免除 ↓7万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 半額免除 ↓11.8万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- 4分の1免除 ↓15.8万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成29年7月～平成30年6月分の申請については、前年（平成28年）の所得で審査を行います。

（注）一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

【免除手続きに必要なもの】
・年金手帳 ・印かん（本人が自署する場合に不要）
・世帯外の人が代理で申請する場合は委任状 ・失業などを理由とするときは、雇用保険受給資格者証（コピー可）等

夜間年金窓口のご案内

本庁舎で実施します

7月は、月～金曜日（水曜日を除く）午後7時まで、免除申請受付を延長して行います。お仕事等で日中時間のとれない方、免除希望の方はご利用ください！
※午後6時以降の来所については、車庫警備室側出入口をご利用ください。

免除制度	保険料納付額	年金額
全額免除	0円	将来の年金額は1/2(21年3月までは1/3)
4分の3免除 (4分の1納付)	4,120円	将来の年金額は5/8(21年3月までは3/6)
半額免除 (2分の1納付)	8,250円	将来の年金額は6/8(21年3月までは4/6)
4分の1免除 (4分の3納付)	12,370円	将来の年金額は7/8(21年3月までは5/6)

◆ お問い合わせ先 ◆ 窓口サービス課国民年金係 ☎973-5498 コザ年金事務所 ☎933-2267

平成26年4月より、申請時点の2年1カ月前の月分まで免除を申請できるようになりました。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、市国民年金係又はコザ年金事務所へお問い合わせください。
また、平成28年7月から納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から「50歳未満」に拡大されました。
平成29年4月から、国民年金の窓口業務が本庁のみに変更になりました。来所の際は、お間違えのないようよろしくお願いいたします。◎住民異動届に伴う国民年金の変更手続きは、引き続き出張所で行えます。